

令和2年5月市議会 総務委員会資料

第74号議案 長崎市税条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 法改正の内容(地方税法) . . . . .	1
2 改正目的(長崎市税条例) . . . . .	2
3 改正内容(長崎市税条例) . . . . .	2
4 長崎市税条例 新旧対照表 . . . . .	3

【参考】新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における 税制措置(市税関係) . . . . .	4
--	---

理財部

令和2年5月



# 長崎市税条例の一部を改正する条例について

## 1 法改正の内容（地方税法）

### (1) 経過

令和2年4月30日に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための措置に起因して、多くの個人、事業者の収入が急減するなどの、納税者が厳しい状況に置かれている現状を踏まえ、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予を適用できる特例が、地方税法において設けられた。

長崎市においては、令和2年3月27日から法改正前までの間、現行の地方税の徴収猶予制度を活用し、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応として、徴収猶予の措置を講じた。

【参考】新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の相談状況（令和2年4月末現在）

- ・相談件数：50件（主な業種は飲食業、宿泊業、サービス業等）
- ・主な相談理由：事業損失、勤務日数減、減給、休廃業等

### (2) 対象となる市税

すべての市税（令和2年2月～令和3年1月末までの納期限到来分）の税目が対象。

※本特例は、法の施行日前（2月から4月まで）に納期限が到来している市税についても遡及して適用できる。

### (3) 徴収猶予制度の比較

	現行の猶予制度	法改正前の猶予措置	徴収猶予の特例制度
猶予の根拠	地方税法第15条		地方税法附則第59条
猶予対象となるケース	事業につき著しい損失を受けた場合で、一時に納付・納入することができないと認められるとき。	最近1ヶ月の収入が前年同期比20%以上減少、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月間の収入が前年同期比20%以上減少することが認められるとき。	令和2年2月から納期限までの一定の期間（1ヶ月以上）において収入が前年同期比概ね20%以上減少した場合で、一時に納付・納入が困難と認められるとき。
担保の提供	原則として必要	不要	不要
延滞金	軽減（年1.6%）	免除	免除

## 2 改正目的（長崎市税条例）

地方税法の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が及ぼす影響の緩和を図るための徴収猶予の特例が設けられたことに伴い、関連する手続等について条例に規定し、新型コロナウイルス感染症等の影響により市税の納付が困難な納税者への対応の円滑化を図る。

## 3 改正内容（長崎市税条例）

### (1) 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続き等の規定 (市税条例附則第 19 条を新設)

#### ア 改正内容

地方税法の一部改正により、次の内容について市税条例に規定する必要があるため、関係条文の整理を行う。

- (ア) 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の申請者が、申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出について市長からの求めに応じない場合は、通知を受けた日から 20 日を経過した日において当該申請を取り下げたものとみなす規定を設ける。
- (イ) 徴収の猶予を受けた者が、新たに当該徴収の猶予に係る市の徴収金（市税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費）以外に、金銭の給付を目的とする市の権利を滞納したときは、当該徴収の猶予を取り消し、当該徴収の猶予に係る市の徴収金を一時に徴収することができる規定を設ける。

※（ア）及び（イ）は、いずれも現行の徴収の猶予に関する規定を準用。

イ 施行期日 公布の日

#### 4 長崎市税条例 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○長崎市税条例</p> <p>附則</p>	<p>○長崎市税条例</p> <p>附則</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）</u></p> <p><u>第19条 第6条の2第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</u></p> <p><u>2 第6条の3の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について準用する。</u></p>

## 【参考】新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制措置（市税関係）

### 1 今後議案提出予定分

#### (1) 個人住民税関係

ア イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄付金控除の適用  
中止等された文化芸術・スポーツイベントについてチケットの払戻しを受けない（放棄する）場合、その金額を寄付とみなし、個人住民税の税額控除対象とする。（税額控除割合：  
県民税 4%・市民税 6% 合計最大 10%）

（施行日：令和 3 年 1 月 1 日 令和 3 年度課税から適用）

イ 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に伴う個人住民税からの控除  
住宅ローン控除の適正要件の弾力化に伴い、住宅ローン控除可能額のうち、所得税から  
控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する。

（施行日：令和 3 年 1 月 1 日 令和 3 年度課税から適用）

#### (2) 軽自動車税関係

ア 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長  
軽自動車の取得時にかかる「環境性能割」の税率を 1%分軽減する特例措置の適用期限（令  
和 2 年 9 月 30 日まで）を半年延長する。

（施行日：公布の日 適用期限：令和 2 年 9 月 30 日⇒令和 3 年 3 月 31 日）

#### (3) 固定資産税関係

ア 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充  
新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支  
援する観点から、適用対象資産に一定の事業用家屋と構築物を追加する。

（施行日：公布の日 新たに固定資産税が課されることとなった年度から 3 年度分が対象）

### 2 条例改正を要しない分

#### (1) 固定資産税・都市計画税関係

ア 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置  
厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、売上高の減少率に応じて、償却資産及び  
事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を 2 分の 1 またはゼロとする。

- ・売上高 30%以上 50%未満減少：2 分の 1
- ・売上高 50%以上減少：ゼロ

（施行日：公布の日 令和 3 年度の課税分が対象）